

# 大正区将来ビジョン 2022

大 阪 市 大 正 区

平成 30 年 4 月 1 日

## 「大正区将来ビジョン2022」

## 目次

【はじめに】 .....	3
第1章 計画の位置付け .....	5
計画の位置付け .....	5
第2章 区の概要 .....	6
区の概要 .....	6
第3章 策定の基本的方向性 .....	10
【1】策定に向けた基本方向性 .....	10
【2】時代・現状認識 .....	10
【3】大正区政改革 Ver. 2 ～「公助」から「自助、互助、共助」へ～ .....	10
【4】区政運営をサポートする区役所の役割 .....	11
(1) 従来からの役割 .....	11
(2) 民主的区政運営に向けて .....	11
【5】重点的取組み .....	11
(1) 地域福祉、地域防災、そして、地域コミュニティ充実の関係 .....	11
(2) 「大正区地域包括支援体制」(仮称)の構築 .....	11
(3) 「おたがいさま」の精神で .....	12
【6】5つの柱でわかりやすく「見える化」 .....	13
第4章 施策 .....	14
【1】 だれもが健康で安心して暮らせるまちへ .....	14
1 地域福祉ビジョンに基づく福祉の推進 .....	14
2 地域包括ケアシステムの構築 .....	15
3 要介護者支援システムの構築 .....	16
4 総合的な相談支援体制 .....	17
5 障がいがある人へのサポート .....	18
6 健康寿命の延伸 .....	19
7 適切な生活保護の実施 .....	20
8 人権の尊重 .....	21
【2】 快適で安全なまちへ .....	22
1 災害への備え .....	22
2 防犯対策 .....	23
3 空家等への対策 .....	24
【3】 次世代の未来が輝くまちへ .....	25
1 子育て施策の充実(見守り) .....	25

2	学校選択制の充実 .....	27
3	学校の適正配置 .....	28
4	生活習慣の改善 .....	29
5	問題行動への対応 .....	30
6	こどもの貧困対策 .....	31
【4】	活力ある元気なまちへ .....	33
1	まちの活性化 .....	33
2	ものづくり企業の活性化 .....	34
【5】	「区民が主役」のまちへ .....	35
1	地域活動の活性化 .....	35
2	区民ニーズの把握 .....	37
3	情報発信・伝達力の強化 .....	38
4	窓口サービスの充実 .....	39

## 【はじめに】

### (1) 「区民が主役」の区政運営のために

「区政運営」の主役は主権者である区民です。そのため、大正区長の使命は、大阪市長から委任を受けて、区政運営全般のベースとなる「将来ビジョン」を区民が自らの手で策定し、同「ビジョン」に沿って、区民自らの力で地域を担い、自分達が主役となる区政運営が行われるよう、行政的、財政的、事務的サポートをすることにあります。

今回「ビジョン」策定にあたっては、その理想を徹底追求しました。また、今後、この「ビジョン」が区民に広く共有されるよう力を尽くします。

### (2) 区民から愛される「将来ビジョン」をめざして

「区民が主役」の区政運営では、「将来ビジョン」は区民から愛され、読まれ、広がり、かつ、区政運営の実務へ活かせるものでなければなりません。

策定にあたっては、区民、地縁団体・地域活動団体役員、専門家、議員との議論、意見・情報交換を通じて、生活現場から湧きあがってくる夢、ニーズ、課題意識の把握に努めました。

「ビジョン」の決定にあたっては、区民が自らの手で「ビジョン」を策定し、区民が主役の区政運営が今後行われることを担保する方法論（区政会議での議論等）を取りました。

### (3) 御礼とお願い

今回「ビジョン」の策定にあたり、議論を交わし、意見や情報をご提供くださったみなさまへ厚く御礼申し上げます。みなさまからのご恩に報いるためにも、「ビジョン」に沿った区政運営が行われるよう引き続き邁進していきます。

最後に、区民のみなさまへのお願いです。この「ビジョン」が区民に広く共有されるにはみなさまのお力が必要です。区政運営に対して、これからも、ご意見、情報をお寄せいただき、「ビジョン」に沿った運営がなされているか厳しい目でチェックしていただければ幸いです。

また、この将来ビジョンは、今後時代の流れや社会の変化に柔軟に対応するため、逐次精査・修正を加えていきたいと思っています。

平成 30 年 4 月 1 日(日)  
大正区長 吉田 康人



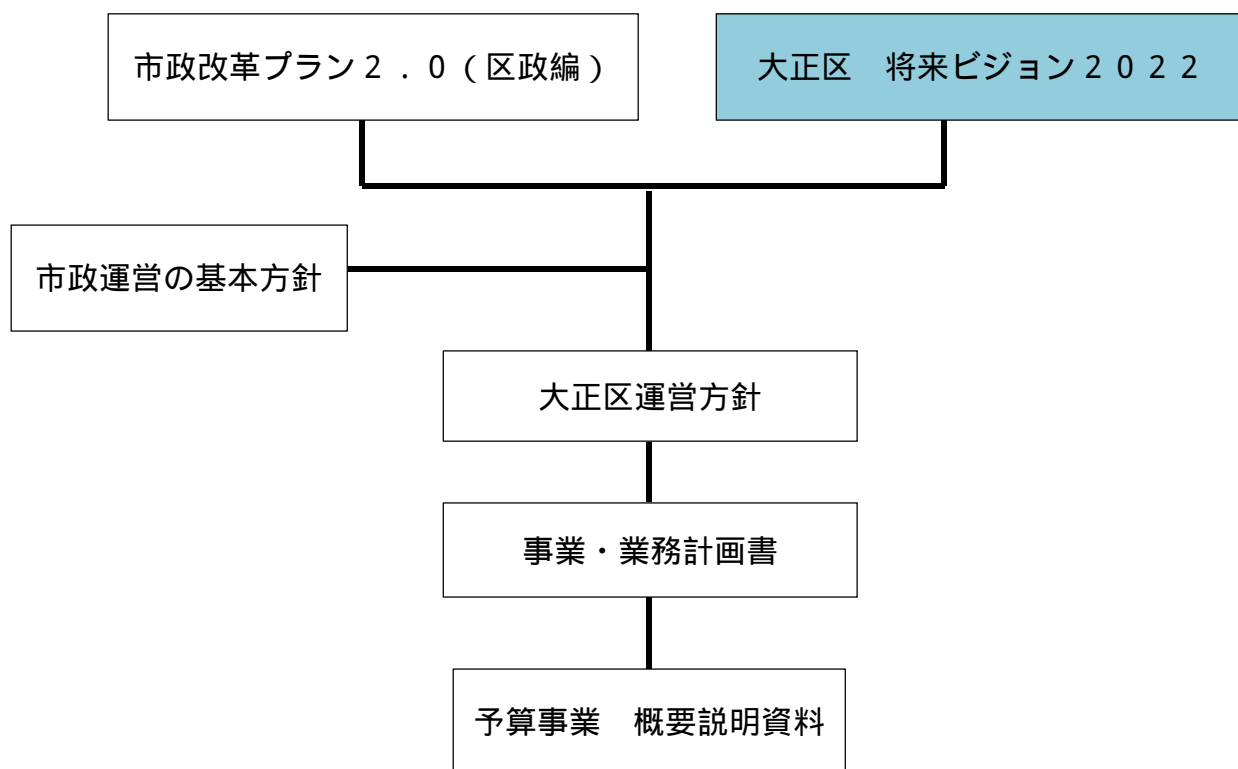
## 第1章 計画の位置付け

### 計画の位置付け

本計画は、平成24年に策定された『大正区将来ビジョン』を引き継ぎ、更に発展させ、今後の大正区のまちづくりの基礎となる計画と位置付けています。

また、年度毎に作成する区運営方針並びに事業・業務計画書の目標設定の基礎となるとともに「市政改革プラン2.0（区政編）」と対をなす計画と位置付けています。

### 計画のイメージ



## 第2章 区の概要

### 区の概要

大正区は大阪市の南西部に位置して、大阪湾に面するとともに、区の三方を木津川、尻無川、岩崎運河に囲まれ、臨海工業地帯として発展してきました。

面積は9.43平方キロメートル、人口64,355人、29,561世帯（平成29年10月1日現在 推計人口）で、明治30年に市域に編入され、西区、港区を経て、昭和7年10月1日に大正区が発足しました。

区名は、区の北端にある「大正橋」にちなんでいます。

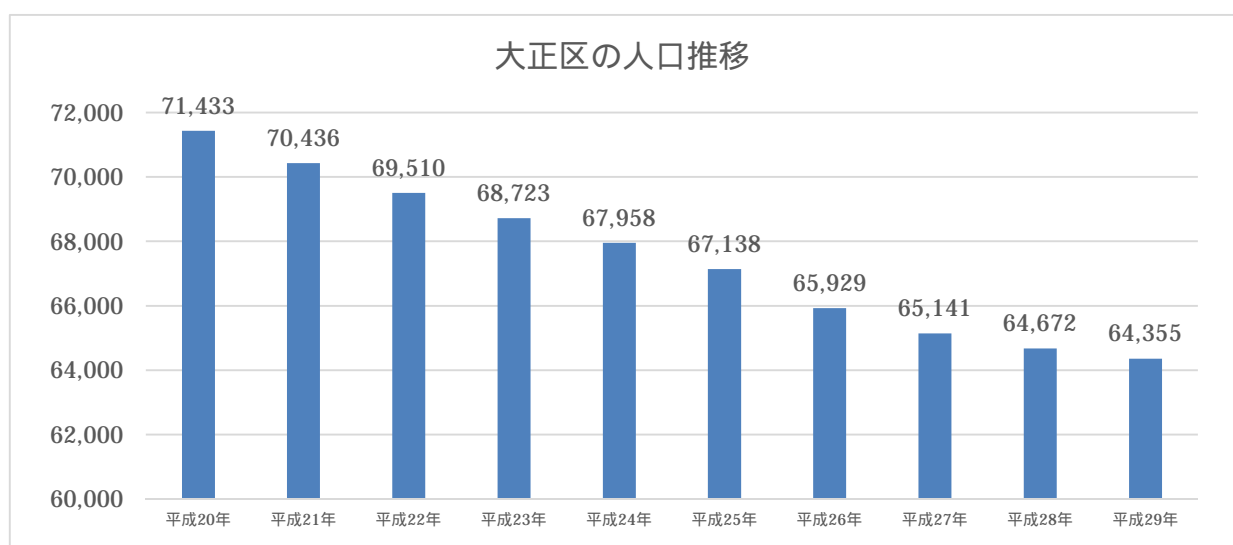
区の中心部には、区のシンボルである標高33メートルの「昭和山」を中心とした千島公園（11ヘクタール）があり、多くの花と緑に囲まれ、春には区の花である「つつじ」や桜が公園一帯に咲き誇ります。

そのふもとは、区総合庁舎、体育館、多目的グラウンド、コミュニティセンター、図書館などの公共施設が配置されています。

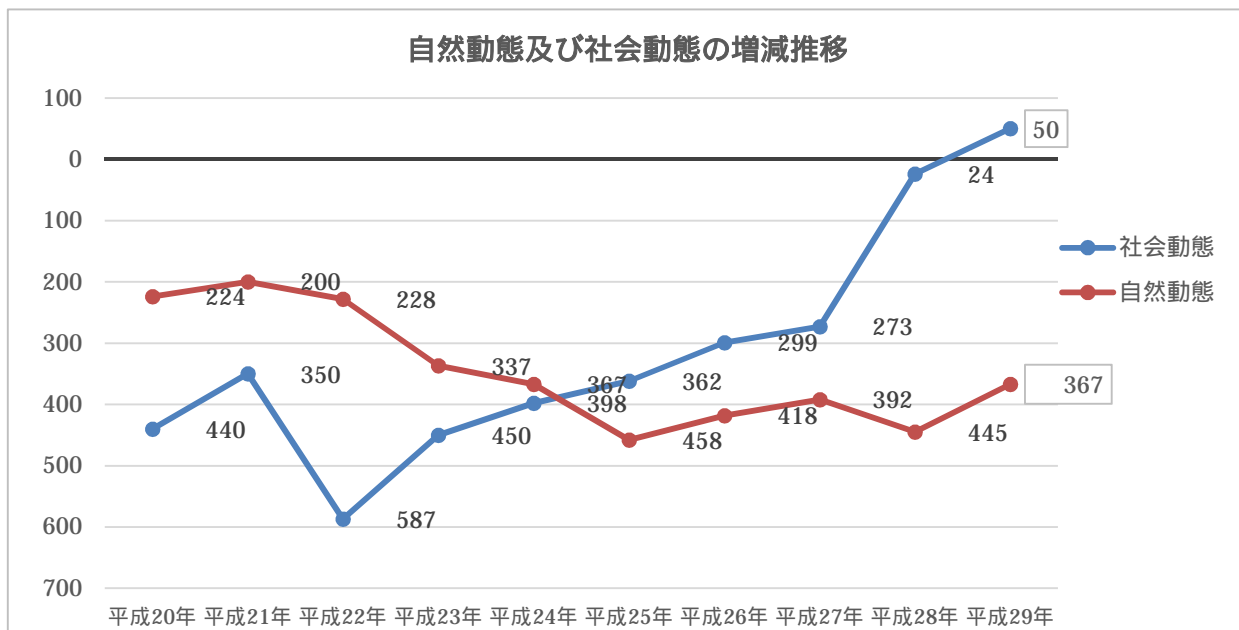
交通網は、区の北側にJR環状線「大正駅」、Osaka Metro（旧大阪市営地下鉄）長堀鶴見緑地線「大正駅」があります。また、区内移動及び近隣への移動に関しては、大阪シティバスが路線、本数ともに充実しており、市内唯一の急行バス路線もあるなど、区民の足として親しまれています。

隣接区との連絡橋として「千本松大橋」「新木津川大橋」「なみはや大橋」さらには区内連絡橋として大正内港に架かる「千歳橋」が平成15年に完成し、スムーズな交通の循環が図られています。また、市内8か所の渡船のうち、7か所が当区に「動く橋」として運行され、区民に愛され、親しまれています。

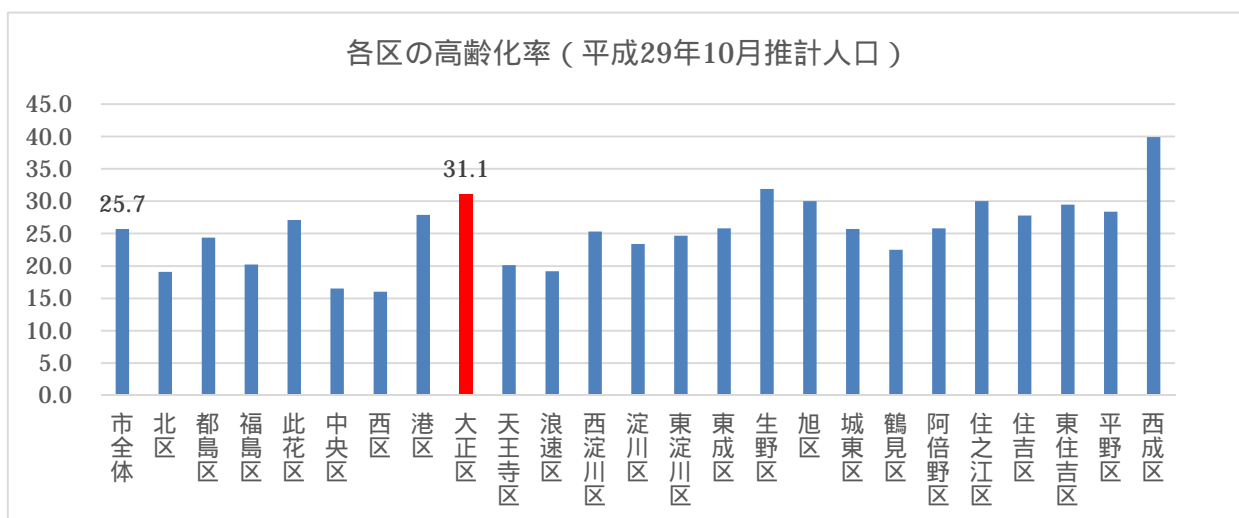
### 大正区的主要統計データ



区内の人口減少に歯止めがかからず、大阪市の24区の中で最も人口の少ない区となっています。

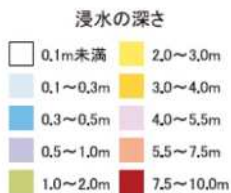
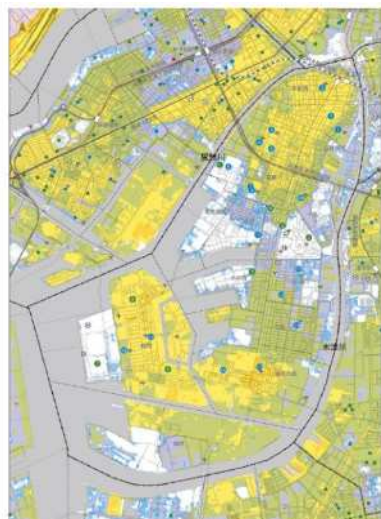


自然動態並びに社会動態ともに減少していますが、高齢化率の上昇に伴い減少し続けている自然動態とは対照的に社会動態については減少に歯止めがかかりつつある状態です。



他区と比較しても高い高齢化率であり、大阪市平均からも大幅に高い高齢化率となっています。





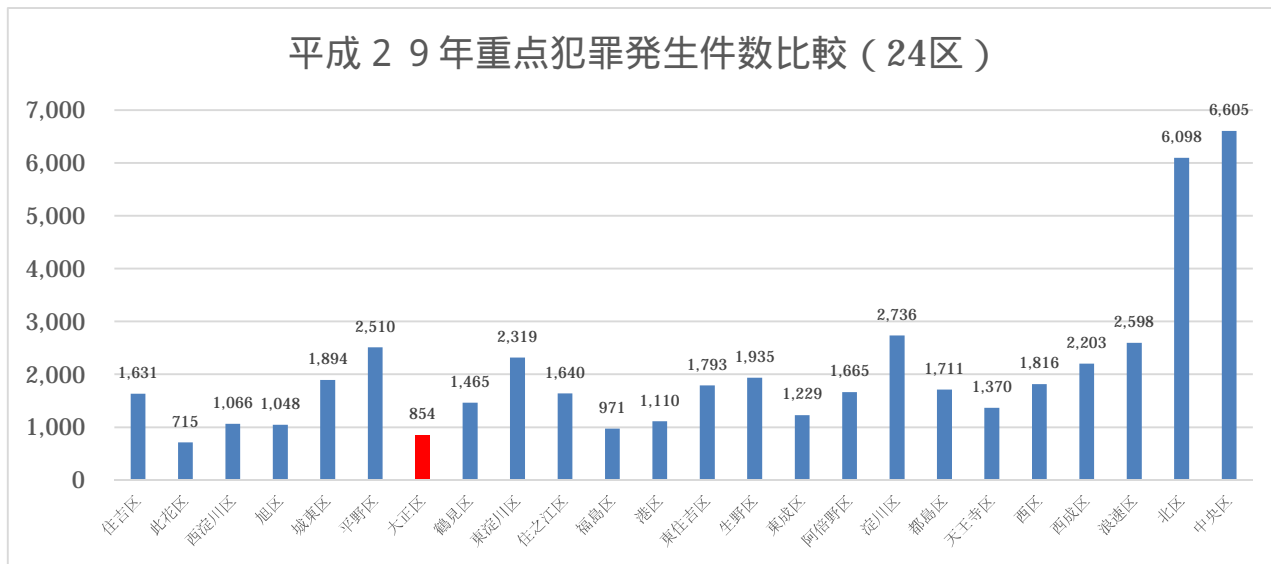
南海トラフ巨大地震が発生した際に、防潮堤が閉まらず、満潮時であった場合、大正区内のほぼ全域が浸水被害を受けると想定されています。

(大正区水害ハザードマップより)

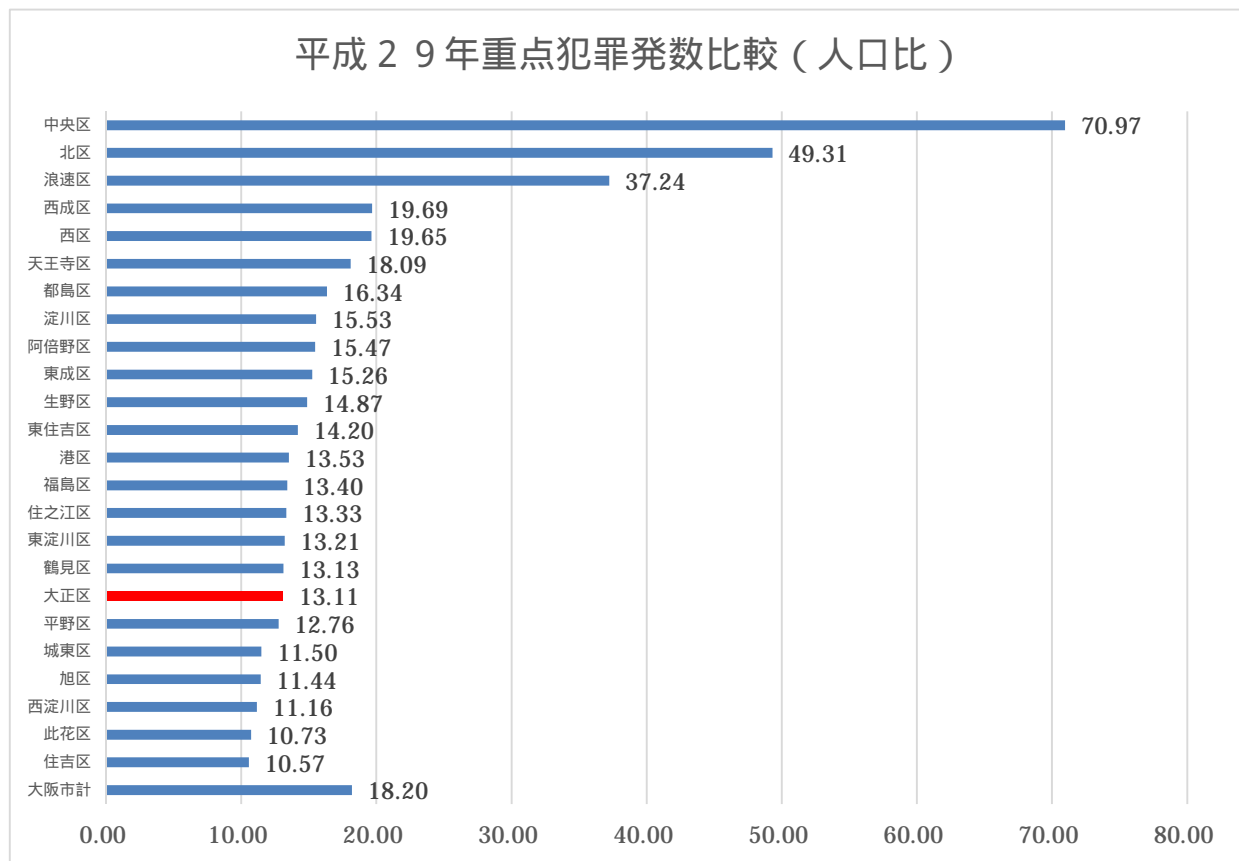
津波浸水想定区域図(南海トラフ大地震)が発生した場合

区民モニターアンケート項目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
津波の際にどの建物に避難するかを知っている	71.3%	76.8%	69.7%	65.2%	79.7%
危機事象ごとの計画やマニュアルが作成されていることを知っている	-	44.9%	60.3%	44.1%	33.9%

平成 29 年度は、区及び地区防災計画が作成されていることを知っているかという設問に変更し、どちらも知っている人の割合とした。



他区と比較しても犯罪が少ない区となっています。



発生件数では 2 番目に低い件数であったが、人口比率では 7 番目に低い区となっている。

### 第3章 策定の基本的方向性

#### 【1】策定に向けた基本方向性

##### 『子育て・教育、地域福祉、地域防災、地域コミュニティ充実の重点化と大正区のブランドとプライド』

今日では時代・社会の変化の速度はどんどん早くなり、平成25年の大正区将来ビジョンの策定以来、人々の生活環境、人生設計、あるいは、価値観がさらに多様化し、それぞれの生活満足度を高めるため、個人や地域の実情、特性にあったきめの細かい区政運営とともに、**すべての人々に共通する基礎的生活を支える区政運営**を実現する必要があります。

そのため、大正区では2022年までの間、**子育て・教育 地域福祉 地域防災、そして、地域コミュニティ(小学校区単位)充実**を重点に据えた区政運営を進めていきます。

一方、「ものづくり、ひとづくり、そしてゆめづくり」は大正区の価値の高いブランドであり、大正区民のプライドでもあります。

このような大正区のブランド価値と大正区民のプライド、さらに、「自分達のまちを自分達で守る」との区民の自律意識をてこに、区民それぞれの生活満足度が高い大正区、さらに、区外から見ても「大阪、日本に大正区があってよかった」と思っていただけのような大正区をつくっていきます。

#### 【2】時代・現状認識

我が国経済において、地価、物価が右肩上がりに上昇する時代は終わりました。我が国全体の人的資源を見ると、少子・高齢化によるいわゆる「現役世代」のマン・パワーの逡減傾向は止まりません。人々の価値観が今後ますます多様化していくことも容易に想像できます。こうした背景のもと、地方自治において、地方行政や地域活動の**財政の効率化、民間の発想・活力の活用、高齢者、障がい者、女性、こどもの社会参画**を当然のことながらスピード感を持って進めていかねばなりません。

我が国はこの20年余りの間、阪神・淡路大震災、東日本大震災を初め幾つもの大災害を不幸にも経験してきました。そこから教訓を得て、今、全国の地方公共団体で、「公助」から「自助、互助、共助へ」シフトさせる**防災主体の改革**が進められています。

#### 【3】大正区政改革 Ver. 2 ~ 「公助」から「自助、互助、共助」へ ~

大正区では、**地域防災**だけでなく、(高齢者)地域包括ケアシステムを含む「**大正区地域包括支援体制**」(仮称)の構築、そして、**地域コミュニティ**の充実についても、「自分達のまちは自分達で守る」の考えかたに基づき、「自助、互助、共助」の仕組みを中心に区政運営の改革を進めていきます。

その改革を後押しする大きな力は、大正のまちに対して、区民がより高いブランド価値を認識することであり、区民が「ものづくり、ひとづくり、そして、ゆめづくりのまち」の誇りをより強く持っていることです。さらに、「自分達のまちを自分達で守る」区民を増やし特に「**互助、共助**」の仕組みを拡大していくには、より高いレベルの民主的な区政運営は欠かせません。

#### 【４】区政運営をサポートする区役所の役割

##### (１) 従来からの役割

区役所の大きな役割として、従来から、国、府、市、そしてほかの地方公共団体との連携があることは言うに及びません。そして、**公平性、公正、効率性の徹底追求**の役割も同様です。

##### (２) 民主的区政運営に向けて

「区政運営への住民参画の拡大」と「民主的な区政運営」とは車の両輪です。**地域コミュニティ充実にあたり、民主的な運営**の今日的なルールを示しその深化を図ることは区役所の大切な役割です。併せて、将来的に見てどのような方法論が地域福祉、地域防災を前に進めるのかとの視点で、行政の直執行事業、委託・補助・その他**助成事業のありかた**を見直します。

区民が全体として何を望んでいるか、逆に、区民それぞれにどのような個別のニーズがあるかについての把握、そして、それを広く区民へ情報提供するという役割も区役所は果たしていかなばなりません。

これまでの区役所の広報は、区役所が何をやっているかの周知が中心でした。大正区役所は今後、第２ステージの広報、説明責任遂行をめざします。すなわち、**区民の立場に立ち、子育て・教育、地域福祉、地域防災、地域コミュニティ充実を中心とする区政運営を実現するために必要な告知、報告、解説、住民参画促進を使命とする広報、説明責任へとバージョンアップ**します。

#### 【５】重点的取組み

##### (１) 子育て・教育、地域福祉、地域防災、そして、地域コミュニティ充実の関係

【策定に向けた基本方向性】で掲げた区政運営の重点的な取組み、すなわち、**子育て・教育 地域福祉 地域防災、そして、地域コミュニティ(小学校区単位)充実** あらゆる区民の生命と財産、ならびに、基礎的生活環境を守り抜く **地域福祉 地域防災** をそれぞれ強化し、かつ、双方(平時の「地域福祉」と有事の「地域防災」)を一体とした具体的仕組みづくりを推し進めていきます。その仕組みの中心に位置し推進の中心的主体である **地域コミュニティ(小学校区単位)**の充実、民主的運営を進めていくとともに、それらを今後、担っていく子供たちへ、区民の方から求められている「学力」「能力増進」「道徳」「体力」「生命の尊重」といった項目を中心に **子育て・教育**の充実を図ってまいります。

##### (２) 「大正区地域包括支援体制」(仮称)の構築

「大正区地域福祉ビジョン」(平成 29 年 3 月決定)では、「地域福祉」の定義を「だれもが自分らしく安心して暮らせる地域、みんなが生活をともに楽しむ地域を、地域の住民や行政をはじめ、地域に関わるすべての人の力でつくりあげていく福祉」としています。

そのため、大正区がめざす「地域包括ケア」とは、高齢者への包括的支援「地域包括ケアシステム」を超えて、**高齢者の医療、介護に加え、障がい、生活困窮、子育て、教育、防犯、防災、そのほか地域生活課題を地域において包括的に支援する「大正区地域包括支援体制」(仮称)の構築**です。

大阪市において、そして、大正区でも、その長い歴史の中で常に、地域コミュニティは小学校区

単位の活動を中心に育まれてきました。「大正区地域包括支援体制」(仮称)もその基礎的単位は小学校区単位のコミュニティとなります。

年々複雑かつ深刻化する地域生活課題。各地域においては活動の担い手不足、住民の高齢化、無関心層の増大等の課題を抱える今だからこそ、大阪市が平成 25 年、全市統一的に導入した「地域活動協議会」(大正区では「地域まちづくり実行委員会」と呼称)を活用して、学校園、地縁組織、福祉・医療系組織、PTA、子育て・教育・青少年健全育成組織、民間企業、防犯・防災組織、その他地域活動団体等の担い手が、小学校区において適宜、連携、議論、一致協力、切磋琢磨しつつ一体となった活動を盛り上げていきます。

大正区では、「地域包括支援プロジェクトチーム」(仮称)(副区長：プロジェクトリーダー)を区役所に設置し、「大正区地域包括支援体制」(仮称)の構築に向け、歩みを進めていきます。

### (3) 大正区民のシビックプライド「おたがいさま」

#### 子育て・教育、地域福祉、地域防災、地域コミュニティ充実を実現

大正区は歴史的に、ものづくり企業を支え、同企業に支えられながらまちをつくってきました。このまちで育てた子ども達が立派なおとなとして巣立ち、活躍し、やがて、「子育てなら大正」、「老後を過ごすなら大正」とこのふるさとへ戻ってきてくれることを誇りともしてきました。

今また、区内のものづくり企業が我が国の経済、産業への貢献の道をめざし、若者が、区民であるとないとを問わず、大正で得たチャンスを活かして世界へはばたこうとし、そして、区民それぞれが自らの夢を育てています。

私達大正区民は、「みんなの夢は自分の夢」、すなわち、「おたがいさま」の精神で、「ものづくり、ひとづくり、そして、ゆめづくりのまち」のブランドとプライドを再生します。

現役世代もやがては支えられる側に回ります。私達の家族、親類、友人の中には既に、みんなに支えられている人がいるはずです。人の支えとなることを生きがい、生きざまにしている人達もいらっしゃいます。また、私達ひとりひとりにも人を支える喜びに支えられている心があります。「支える」ことは「支えられる」こと、つまり、「おたがいさま」です。

「おたがいさま」の精神で、そのベースとなる「みまもり、はなしあい、ささえあう」子育て・教育、地域福祉、地域防災、地域コミュニティ充実を実現します。

#### 国際社会、日本、そして大阪の平和と繁栄に貢献

外国人観光客の増加への対応や大阪・関西万博の開催は喫緊の課題です。また、北朝鮮による日本人拉致問題など国際社会と一致協力して解決しなければならない課題も山積しています。東日本大震災は世界の防災、災害復興、エネルギー・環境政策へ大きな影響を及ぼした世界的災害です。

今後ますます、社会のグローバル化が進み、世界と私達の日常生活、市政・区政運営のひとつひとつ、さらには、未来へ羽ばたく子供達の描く夢とが切ってもきれない密接なものになっていきます。市政・区政運営が世界標準と合っているか、大阪が世界の窓口に対応しいまちであるか、そして、国際社会に貢献できるまちや子どもを育む市政、区政になっているか。それらが問われる時代の入口に私達大阪市民・大正区民は立たされています。

個人個人の価値観が尊重され、個人の自立が叫ばれ、そして、身近な市政・区政運営では住民

ひとりひとりの満足度の向上が求められる。近代民主主義的な世界情勢の中で、ほかの国の人々と対等に、時には連携し、また、時には対峙するために我が国が歩むべきひとつの道と言えます。

しかし、一方で、「自分だけがよければいい」「周辺地域だけ、大正区だけが住みやすくなればいい」との個人・地域本位の行き過ぎを排し、グローバルな「おたがいさま」の精神をもとに、国際社会、日本、そして、大阪の平和と繁栄に貢献することで「大阪、日本に大正区があってよかった」。そう思ってもらえ、世界中のまちづくりのベスト・プラクティスとなる大正区政運営を進めていきたいと思っています。

【6】5つの柱でわかりやすく「見える化」

以上の「基本的方向性」のもと、縦割行政を排しつつも区政運営のテーマを分野別にわかりやすく「見える化」するため、次の5つの柱で将来ビジョンの各論をまとめました。

【1】だれもが健康で安心して暮らせるまちへ(主に福祉、健康、生活保護、人権)

【2】快適で安全なまちへ(主に防災、防犯、生活環境)

【3】次世代の未来が輝くまちへ(主に子育て、家庭・学校・地域教育)

【4】活力ある元気なまちへ(主にまちの活性化・ものづくり)

【5】「区民が主役」のまちへ(主に地域活動、広報、広聴、窓口サービス)

の5項目です。次章で各論の詳細を述べさせていただきます。

## 第4章 施策

### 【1】 だれもが健康で安心して暮らせるまちへ

#### 1 地域福祉ビジョンに基づく福祉の推進

##### (1) 現状と課題

少子高齢化の進行や社会経済状況の変化、地域におけるつながりの希薄化などを背景に、社会的孤立の広がり、市民生活における福祉課題の「複雑化・多様化・深刻化」が進んでおり、支援が必要でありながら適切な支援につながない人をいかに把握し支えるかが大きな課題となっています。

国は、今後の地域福祉のめざすべき方向性として、「我が事・丸ごと」地域共生社会を目標に、分野別・対象者別に進められてきた縦割りのしくみを見直し、住民主体の地域課題解決体制づくり（我が事）と、市町村による包括的な相談支援体制（丸ごと）の実現を打ち出しています。言い換えれば、地域に暮らすすべての人が、地域の一員として安心して暮らすことのできる地域をつくっていくためには、地域の強みである発見力と見守り力、専門職の強みの双方を生かせるネットワークづくりを進めていくとともに、包括的な支援体制を構築することが必要ということであり、その理念に基づいて策定した「地域福祉ビジョン」を実行していくことが重要だと考えています。

##### (2) 目指すべき将来像

地域福祉ビジョンに基づく地域福祉が地域で推進され、包括的な支援体制が確立されている状態。

##### (3) 施策

- ・地域福祉ビジョン（平成 29 年 3 月策定）に基づく地域福祉の推進
- ・「大正区地域包括支援体制」（仮称）の構築に向けたプロジェクトチームの発足

##### (4) 施策目標

「大正区地域包括支援体制」（仮称）の確立と地域福祉ビジョン推進期間（平成 29 年度～平成 32 年度）における取組を通じて、主だった地域活動の担い手に地域福祉推進の意義が浸透し、地域による地域福祉の推進を実施していきます。

##### (5) 具体的な取組

- ・地域における要援護者の見守りネットワークの強化
- ・地域の見守り体制づくりの推進
- ・区の地域福祉施策の方針を検討・決定する仕組みの確立（地域福祉推進会議）
- ・在宅医療・介護連携推進会議の開催と講演会、事例検討会の実施
- ・民生委員・児童委員活動の推進（研修関係）
- ・障がい者・高齢者への虐待防止
- ・大正区地域自立支援協議会の開催
- ・発達障がいサポーターの派遣
- ・児童への虐待防止
- ・地域包括支援センター運営協議会の開催
- ・生活困窮者への自立支援
- ・「大正区地域包括支援体制」（仮称）の構築に向けたプロジェクトチームの設置

## 2 地域包括ケアシステムの構築

### (1) 現状と課題

現在の大正区は75歳以上の人口が13.6%ですが、団塊の世代が75歳以上となる2025年には22.0%となり、総人口が減少する中、2025年には65歳以上の高齢者が34.4%となると見込まれています。また、高齢者の増加に伴い認知症高齢者の総数も増加傾向にあります。(大阪市全体で平成23年 56,419人 平成26年 64,555人)

このような状況を踏まえ、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で自立した生活を安心して営み、長寿化した人生を健康でいきいきと尊厳をもって暮らすことができる社会の実現をめざし、医療・介護・介護予防・住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を進めていく必要があります。

### (2) 目指すべき将来像

医療・介護をはじめとする包括的・総合的なケアを受け、高齢者が安心して住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことのできる状態。

### (3) 施策

(ア)在宅医療・介護連携の推進、(イ)認知症施策の推進、(ウ)地域包括支援センターの運営(エ)生活支援体制整備事業の4つの施策を軸に地域包括ケアシステムの構築を進めていきます。

### (4) 施策目標

2025年までに全ての地域で地域包括ケアシステムの構築を行います。

### (5) 具体的な取組

#### (ア) 在宅医療・介護連携推進事業

課題抽出と対応策の検討、在宅医療・介護連携に関する相談支援、医療・介護関係者の研修、地域住民への普及啓発

#### (イ) 認知症施策の推進

認知症初期集中支援推進事業、認知症施策推進会議、啓発活動

#### (ウ) 包括的支援事業(地域包括支援センター運営協議会の開催)

地域包括支援センターの機能強化

#### (エ) 生活支援体制整備事業の実施(平成29年10月より全市で実施)

生活支援コーディネーターの配置により、多様な事業主体による生活支援・介護予防サービスの充実を推進



### 3 要援護者支援システムの構築

#### (1) 現状と課題

大正区の高齢者人口(65歳以上)は平成22年と平成27年の国勢調査結果の比較で17,585人から19,548人と増加し、高齢化率も25.3%から30.1%と5%近く上昇しており、一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯も増加しています。また、障がい者手帳の所持者数も年々増加しており、何らかの支援を必要とする人が増えている状況です。

少子高齢化の進行や社会経済情勢の変化、地域におけるつながりの希薄化などを背景に、地域とのつながりが持てず「孤立死」に至るような社会的孤立の広がりの中で、支援が必要でありながら適切な支援につなげていない人をいかに把握し支えるかが大きな課題となっています。

台風や集中豪雨、地震等の災害発生時における要援護者の支援を視野に、「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」により作成している要援護者名簿を活用し、地域で収集された情報も加え、地域の中で見守り活動を行う体制づくりを進めていく必要があると考えています。また、より幅広く要援護者を把握する観点から民間事業者等の協力を得ていくことも必要であると考えます。

#### (2) 目指すべき将来像

支援が必要でありながら適切な支援につなげていない人を把握し、地域の見守りや福祉サービスの利用につなげ、災害発生時の避難支援体制が構築され、認知症高齢者等の見守りの強化による行方不明時の早期発見が可能な状態。

#### (3) 施策

「福祉的見守り」と「災害時要援護者支援」とが一体となったシステムの構築。

#### (4) 施策目標

区内10地域のうち半分以上の地域で「福祉的見守り」と「災害時要援護者支援」とが一体となったシステムの構築。

#### (5) 具体的な取組

- ・地域における要援護者の見守りネットワークの強化
- ・地域の見守り体制づくりの推進

#### 4 総合的な相談支援体制

##### (1) 現状と課題

大正区においては、ひとつのご家庭で複合的な課題を抱え、既存の相談支援のしくみでは解決できない支援困難事例が増加しています。ご家庭の方それぞれに施策分野ごとの支援機関が関わってはいるものの、機関間の連携が不十分なため、総合的で有効な支援となっていない場合があります。

そのため、区役所が中心となり、相談支援機関同士の連携を強化し、どこからアクセスしても総合的・包括的な支援につながっていくようなしくみをつくる必要があると考えます。

また、総合的な相談支援のしくみが有効に機能するためには、区役所の専門性とコーディネート機能の強化が不可欠であり、長期的な視野に立った人材配置と育成が必要です。

##### (2) 目指すべき将来像

支援を必要とする世帯が、総合的・包括的なサービスを受けられる状態。

##### (3) 施策

相談支援機関同士の連携により、支援を必要とする世帯に対し、総合的・包括的なサービスを提供していきます。

##### (4) 施策目標

区役所が中心となり、相談支援機関同士の「顔の見える関係づくり」を推進し、相互に業務内容への理解を深め、連携・協力しあえる関係を構築し、複合的な課題を有する相談事例について、相談支援機関同士の連携による包括的な支援につなげていきます。

##### (5) 具体的な取組

- ・在宅医療・介護連携推進会議の開催と講演会、事例検討会の実施
- ・障がい者・高齢者への虐待防止
- ・大正区地域自立支援協議会の開催
- ・地域包括支援センター運営協議会の開催
- ・児童への虐待防止
- ・要保護児童対策地域協議会の開催
- ・利用者支援専門員（子育てコンシェルジュ）による子育て支援

## 5 障がいのある方へのサポート

### (1) 現状と課題

身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳の所持者が増加しており、また、複合的な課題を有するご家庭においては、当事者のいずれかが障がい者の方であることが多く（高齢者とひきこもりの子、精神に障がいを持つ母子家庭等）、対応に苦慮する事例が増加しています。

そのため、個別の対応のみならず、就学前の児童から高齢者までの各年齢層、個々の障がい者や家族の状況に応じた支援・サービスを総合的に提供することが必要とされていることから、さまざまな関係機関と連携した相談支援体制の構築が必要です。

### (2) 目指すべき将来像

障がいのあるなしに関わらず、気軽にサポートしあい、誰もが自分らしく生きることのできる状態。

### (3) 施策

障がいがある人の状況への理解を促進し「ともに生きる」意識と誰もがサポートし合える機運を醸成するとともに、気軽に相談できる体制づくりを進めていきます。

### (4) 施策目標

「大正区地域包括支援体制」(仮称)を構築し、行政・関係機関等のネットワークを緊密化することにより、障がい者相談支援センターを核とする相談支援体制の充実・強化を図ります。

### (5) 具体的な取組

- ・地域における要援護者の見守りネットワークの強化
- ・大正区地域自立支援協議会の開催
- ・障がい者・高齢者への虐待防止
- ・障がい当事者や家族による電話相談窓口の設置

## 6 健康寿命の延伸

### (1) 現状と課題

統計によると大正区の平均寿命は短く、健康寿命（日常生活に制限のない期間）も市より短い状況です。死因別死亡では悪性新生物（がん）が最も多く、全体の3割を占めています。

また市では「すこやか大阪 21(第2次)」において健康寿命の延伸を目標としており、その目標達成のためには生活習慣病対策が重要であり、区においても疾病の早期発見、早期治療のために特定健診、がん検診の受診率向上や食育の推進（特に児童の欠食率の低下に向けた取り組み）等を実施する必要があります。

### (2) 目指すべき将来像

区民が食生活や運動に関心を持ち、生活習慣を見直し、特定健診やがん検診を通じて、自らの健康状態を把握し、健康を維持している状態。

### (3) 施策

- ・食生活や運動に関する講座等の開催
- ・特定健診・がん検診の受診勧奨

### (4) 施策目標

#### 【区民意識調査】

- ・食生活の改善に取り組んでいる区民の割合：平成31年度までに21%以上
- ・健康の維持・増進に主体的に取り組んでいる区民の割合：平成31年度までに36%以上
- ・朝食をほぼ毎日食べると回答した区民の割合：平成31年度までに85%以上

### (5) 具体的な取組

- ・『大正区健康の日 みんなの健康展』の開催
- ・栄養・食生活の改善の推進
- ・生活習慣病への知識を高める区民健康講座の実施
- ・がん検診・特定健診についての周知・啓発

## 7 適切な生活保護の実施

### (1) 現状と課題

大阪市の生活保護の状況は、市全体では減少傾向であるのに対し当区は微増状態が続いており（平成 29 年 8 月現在保護受給率 大阪市 8.32% 大正区 9.59%）1 日も早い自立に向けた支援が必要です。

しかし、稼働能力がありながら不就労である就労支援対象者は短期就労の繰り返しであったり、これまで就労経験がなかったりと社会性に問題のあるケースも多く定着率の向上や就労への意欲喚起が必要と考えられます。

また、未申告就労などの不正受給が発覚するケースがあり、生活保護制度への市民の信頼を得るためには毅然と対応する必要があります。

しかし、当区では経験の浅いケースワーカーが多く（平成 29 年 10 月現在 20 人中、新任および経験年数 1 年未満が 5 人、経験年数 2 年未満が 2 人）、適正な保護実施のためには一定のスキルアップが必要です。

### (2) 目指すべき将来像

真に困窮する区民に適正な生活支援が行えている状態。

### (3) 施策

生活困窮者自立相談支援窓口（インコス大正）や地域包括支援センターなど関係機関と連携し、自立を促す適正な支援を行うとともに不正受給に対する厳正な対応を行うことにより区民の信頼を得ていきます。

### (4) 施策目標

年間自立廃止世帯数 50 件

### (5) 具体的な取組

- ・生活保護世帯への計画的な訪問調査活動の実施
- ・生活保護受給者への就労支援
- ・生活保護担当職員のスキルアップ（職員の質向上）に向けた研修の実施
- ・生活保護不正受給対策の実施
- ・生活保護費返還金・徴収金の適切な管理

## 8 人権の尊重

### (1) 現状と課題

人権が尊重されるまちづくりを進めるうえで、重要と思われることは、地域の課題を地域の人たちで解決していくことや、これまで行政が担ってきた役割を地域の人たちが担うことによって、市民がまちづくりに参加する機会を広げることだと考えます。そのため、啓発活動を通じて広く市民に人権意識の高揚を呼びかける際には、地域で主体的に人権課題について取り組むために必要な助言・支援を行い、各種地域団体と連携して地域特性に合わせた人権啓発事業を企画・実施していくことが必要です。

### (2) 目指すべき将来像

市民一人ひとりが人権について学び、お互いの人権が尊重される状態。

### (3) 施策

人権啓発推進員協議会を軸とした自律的な人権啓発実施を促進していきます。

### (4) 施策目標

#### 【区民意識調査】

「人権が尊重されているまちだと思う」と回答した割合 69%以上

### (5) 具体的な取組

- ・人権啓発活動の推進
- ・浪速・西・港・大正区合同での人権展の開催
- ・人権に関する効果的な啓発

## 【2】 快適で安全なまちへ

## 1 災害への備え

## (1) 現状と課題

平成 29 年度の区民モニターのアンケート結果によれば、津波の際にどの建物に避難するのかを知っている区民の割合が 79.7%と高い一方、区の防災計画及び地区防災計画が策定されていることを知っている区民の割合は 33.9%と低く、自らが避難する意識は高いが、防災計画等の認知度が低いため、防災訓練の実施等を通して周知を図るとともに、避難等を行う際に支援が必要な区民を含む全ての区民が安全に避難できる体制として、小学校区を単位とするコミュニティ組織を核とした自主防災組織を地域防災本部とする体制を構築する必要があります。

## (2) 目指すべき将来像

区民が自らの判断で、ご近所と助け合い、支援が必要な人も助けを得て、避難できる状態。

## (3) 施策

区民の防災意識の向上や地域の自主防災組織づくりにより、自助・互助・共助の意識を高め、地域防災力の向上を図ります。

## (4) 施策目標

平成 34 年度までに全地域で地区防災計画を策定し、地区防災計画に基づく防災訓練を実施し、災害に応じた避難体制を確立していきます。

## (5) 具体的な取組

## ・地域防災対策事業

防災計画の策定

防災訓練の実施

地域防災リーダーの育成

災害時協力協定等の増強

デジタル簡易無線機の導入

水防団との連携

## ・地域における要援護者の見守りネットワークの強化

## ・地域の見守り体制づくりの推進

## 2 防犯対策

### (1) 現状と課題

街頭犯罪発生件数について市内 24 区で比較すれば、此花区に次いで 2 番目に少ない状況ですが、人口比での犯罪発生件数や発生件数の推移を見れば、平成 27 年から 28 年にかけて増加する傾向にあり、決して安全なまちであるとは言い難い状況です。特に最大の要因となるのが自転車盗の発生件数であり、平成 25 年以降の街頭犯罪 7 手口における比率は 66.5%から年々増加し、28 年には 75.9%に達しており、街頭犯罪発生件数を減少させるには、自転車盗対策を強化する必要があると考えます。

### (2) 目指すべき将来像

街頭犯罪が少なく快適で安全な状態。

### (3) 施策

街頭犯罪に区民が巻き込まれないように啓発を継続するとともに、まちを明るくする等街頭犯罪の起こりにくい環境を作り、街頭犯罪を減少させていきます。

### (4) 施策目標

平成 32 年の街頭犯罪発生件数について、平成 29 年比 10%以上の減少。

### (5) 具体的な取組

#### ・地域防犯・安全対策事業

地域防犯・安全対策の推進

防犯カメラの設置調整



### 3 空家等への対策

#### (1) 現状と課題

大正区の空家数は 6,710 戸、空家率は 17.8%と全国平均 13.5%、大阪市平均 17.2%と比べると高い水準にあります。また空家のうち、腐朽・破損している住宅の割合は 26.6%で、大阪市平均と比べて高くなっています。利用・流通に供されていない住宅の割合も 28.1%と、大阪市平均と比べて高くなっています。(以上、平成 25 年住宅土地統計調査結果より)

平成 26 年度に実施した「まちづくりキャンプ@大正区」での調査結果では、大阪市内の中では地価が比較的安く、利活用が可能であるにもかかわらず、所有者が物置に使用したり、貸すことを諦めて放置し、市場に流通しない空家も散見されました。

空家等は、周辺環境の悪化によるまちの魅力低下や地域コミュニティの沈滞化など地域にも影響を及ぼすことから、まちづくりの一環として空家等の利活用を促進し、地域の活性化やまちの魅力向上に繋げる必要があります。

特に腐朽・破損が著しい空家(特定空家)は、放置することにより崩落や倒壊などして人の身体・生命に危険を及ぼすとともに防災面(地震による倒壊など)や防犯面(不法侵入・放火など)のリスクが高まるおそれがあり、安心・安全なまちづくりの観点からも、是正に取り組む必要があります。

#### (2) 目指すべき将来像

特定空家等が減少するとともに空家等の利活用が促進されている状態。

#### (3) 施策

特定空家等の是正及び空家等の利活用の促進。

#### (4) 施策目標

- ・ 区内の空家率：平成 25 年度 17.8% (大阪市平均 17.2%)  
平成 30 年度調査で大阪市平均以下。
- ・ 周辺の特定空家等に不安などを感じている区民の割合：平成 28 年度 6.0%  
平成 32 年度 3.0%以下(半減以上)
- ・ 特定空家等の解体や補修等による是正件数  
年間 1 件以上
- ・ 今後 5 年程度の空家の活用意向がある所有者の割合：平成 28 年 84.5%  
平成 32 年度 9 割以上)

#### (5) 具体的な取組

- ・ 特定空家等の是正
- ・ 空家等の利活用の促進
- ・ いわゆる「ごみ屋敷」問題対策

## 【3】次世代の未来が輝くまちへ

## 1 子育て施策の充実（見守り）

## （1）現状と課題

少子化や核家族化の進行や都市化による地域コミュニティの希薄化に伴い、子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等といった問題が生じています。

大正区要保護児童対策地域協議会における登録ケース数

登録件数 平成 27 年度：227 件、平成 28 年度：257 件

平成 29 年 12 月現在：268 件（毎月 9 件前後のケースを新規登録）

児童虐待相談件数

平成 27 年度：249 件（平成 23 年度 37 件と比較して 4 年間で 212 件増加）

平成 28 年度：308 件

平成 27 年度の件数を 18 歳未満人口に占める相談件数の割合で比較すると 24 区保健福祉センター平均 1.17%に対し大正区は 2.47%で 2 倍以上です。

虐待件数の増加については、ひとつには、面前暴力が児童への心理的虐待と定義付けされたことにより、警察から区役所への通報が増えていること、また一方でネグレクトケースは改善が難しいため、継続相談ケースが増加していることが考えられます。

ネグレクトケースの改善に取り組む方策としては、乳児からのできるだけ早期からの寄り添い型の支援が必要です。

## （2）目指すべき将来像

包括的な支援体制が構築され、関係機関と地域住民の連携が進むことにより、子どもを地域で見守り育てるネットワークの強化が図られ、子育て世帯が「住みたいまち」となっている状態。

## （3）施策

モデル事業として実施予定の「こどもサポートネット」と「大正区地域包括支援体制」(仮称)を連携させ、地域を核とした支援の充実を図ることで、児童虐待防止に取り組み、リスクマネジメントを行い、安心して子育てできる環境づくりを推進していきます。

## （4）施策目標

地域との連携により子育てがしやすくなったと感じる区民の割合を 2022 年までの 5 年間で 70%に増やしていきます。(平成 28 年度 47% 平成 29 年度 56%)

## （5）具体的な取組

- ・母子保健事業（マタニティレッスン、地域ふれあい子育て教室、ペアレントトレーニング講座）
- ・乳幼児健康診査の実施、育児教室（親子にこここ教室）の開催  
心理相談員による乳幼児の発達相談
- ・要保護児童対策地域協議会の開催
- ・発達障がいサポーターの派遣

- ・利用者支援専門員（子育てコンシェルジュ）による子育て支援
- ・「こどもサポートネット」の実施

## 2 学校選択制の充実

### (1) 現状と課題

学校を選ぶことができるということのほか、子どもや保護者が学校教育に深い関心を持つこと、特色ある学校づくりが進められ、学校教育の活性化が図られることから、学校選択制を導入し、小学校は、通学区域の学校と隣接する通学区域の学校から選択できる「隣接区域選択制」、中学校は、区内すべての学校から選択できる「自由選択制」を実施しています。

過去3年間の実績によると、通学区域外の学校を選択した児童・生徒は増加傾向にありますが、小学校については、選択できる学校が限定されています。そのためこれまでの実績を検証し、可能な限り、児童・生徒、保護者全ての希望を尊重し入学校に就学できるよう、教育委員会、各学校と連携を図っていく必要があると考えています。

### (2) 目指すべき将来像

区内全体に各制度、施策が認知され、学校教育に深い関心もたれ、特色ある学校づくりが進められた状態。

### (3) 施策

小学校においても、「自由選択制」を導入し、区における指定校変更基準の拡大を図っていきます。

### (4) 施策目標

児童、生徒・保護者の学校を自由に選択できる権利を保障し、希望する学校へ就学できるようにします。

### (5) 具体的な取組

- ・学校選択制の実施
- ・区における指定校変更独自基準の設定

### 3 学校の適正配置

#### (1) 現状と課題

学校の適正規模は1学年2～4クラスとされており、1学年1クラスでは、人間関係が固定化する傾向が高く、また音楽の合唱や体育の集団競技などは困難な場合もあり、教育活動の幅が狭くなる傾向があります。

当区においても、大阪市学校適正配置審議会の答申により、適正配置の対象校とされた小学校が6校あります。

ただし、社会変動もあることから、改めて今後の方向性について議論する必要があると考えます。

#### (2) 目指すべき将来像

子どもたちの学習環境を第一に考えた適正配置がなされ、保護者、地域の方々にも、安心して学校に通学できる状態。

#### (3) 施策

地域ごとの将来性を含む人口動態を踏まえ、統合や校区調整といったあらゆる手法を検討し、最善の方策を決定していきます。

#### (4) 施策目標

大阪市学校適正配置審議会の答申に対する、区としての方針を保護者、地域の意見を十分に聴取し決定します。

#### (5) 具体的な取組

- ・ 小学校の適正配置

#### 4 生活習慣の改善

##### (1) 現状と課題

大正区は他区に比べて、朝食を食べる割合や規則正しい起床ができている割合が低いなど、学力・体力の基礎となる生活習慣の乱れが見られます。

そのため、子育て・教育・青少年健全育成に係る大正区を挙げての課題の洗い出しと、解決に向けた具体方策の検討が必要です。

##### (2) 目指すべき将来像

ニア・イズ・ベターの観点から地域に身近な区と保護者等が意見交換を行うことにより、学校や地域における教育の活性化が図られた状態。

##### (3) 施策

子育て・教育・青少年健全育成に特化した会議を設置し、保護者、地域住民等から把握した意見やニーズをもとに、学校、PTA 等とも連携して施策を実施します。また、地域生活課題を地域において包括的に支援する「大正区地域包括支援体制」(仮称)との連携した支援体制により生活習慣の改善を支援し、児童、生徒の健全育成を図っていきます。

##### (4) 施策目標

各委員からの意見や要望、評価について、区と各委員との間で活発な意見交換が行われ、そこで出された各委員からの意見、要望について、適切なフィードバックが行われたと感じる委員の割合を60%以上とします。

##### (5) 具体的な取組

- ・教育に関し総合的に議論する場の開催(総合教育会議)
- ・学校協議会の運営補佐
- ・教育行政連絡会の開催

## 5 問題行動への対応

### (1) 現状と課題

いじめ、暴力、不登校の背景には、児童・生徒の心の問題をはじめ、家庭、友人関係、地域、学校等の環境の問題が複雑にからみ合っているものと考えられます。

とりわけ、不登校児童・生徒への支援は行政の役割であることから、将来の引きこもり、ニートに繋がる可能性が高い不登校児童・生徒への対応は、学校の枠を越えて、区役所、学校、関係機関等が連携し、これら子どもの問題行動の課題解決に努めるとともに、すべての家庭が安心して子育てができる環境を作っていく必要があります。

### (2) 目指すべき将来像

地域生活課題を地域において包括的に支援する「大正区地域包括支援体制」(仮称)のもと、児童の健やかな育成が図られている状態。

### (3) 施策

社会福祉等の専門的な知識や教育分野に関する知識を有するスクールソーシャルワーカーを区内小中学校に派遣、巡回を行い、問題を抱える児童・生徒への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築・調整、学校に対し課題解決のノウハウの伝授等を行います。

また、地域生活課題を地域において包括的に支援する「大正区地域包括支援体制」(仮称)を確立し、包括的な問題解決に向けた支援を行います。

### (4) 施策目標

いじめ、暴力発生件数、不登校件数を4年間で3割減(H28年度比)。

### (5) 具体的な取組

- ・スクールソーシャルワーカー巡回・派遣
- ・学習支援・登校支援サポーターの派遣

## 6 こどもの貧困対策

## (1) 現状と課題

平成 28 年度に実施された「大阪市子どもの生活に関する実態調査」により、世帯の経済状況が子どもの生活や学習環境、子どもの学習理解度に影響を与えていることや、ひとり親家庭の経済状況が厳しいこと、若年出産の世帯が貧困に陥るリスクが高いことなどが確認されました。また、相対的貧困率は、大阪市が 15.2% で大阪府は 14.9% となっています。

## 【経済的資本の欠如】

赤字である (小学 5 年・中学 2 年)  
 大阪市：28.3% 大正区：30.2%

困窮度別にみた「子どもについて経済的な理由で経験できなかったこと」の数  
 大阪市：1.9 個 大正区：2.3 個 (困窮度 群)

## 困窮度 群と中央値以上群の比較

学習塾に通わせられない：12 倍 絵本を買うことができない：9.4 倍 (大正区)

## 【ヒューマンキャピタルの欠如】

困窮度 群における朝食の頻度

5 歳児：毎日必ず食べる 66.7% (大正区)

小学 5 年・中学 2 年：毎日またはほとんど毎日食べない 1.7% (大正区)

(大阪市食育推進計画より) 小学生の欠食率 全く食べない 1.2%

## 【ソーシャルキャピタルの欠如】

小学 5 年・中学 2 年 放課後一緒に過ごす人 (困窮度 群)

「ひとりである」 大阪市：18.3% 大正区：19.0%

いずれも大正区は大阪市全体の平均より困窮度が高いほど数値が悪くなっていることから、貧困の連鎖を断ち切るための方策を検討する必要があると考えます。

## (2) 目指すべき将来像

地域生活課題を地域において包括的に支援する「大正区地域包括支援体制」(仮称)のもと、貧困が世代を超えて連鎖しないよう、子どもが生きる力につながる学ぶ力をつけ自立をめざしていくことのできる状態。

## (3) 施策

ひとり親家庭や生活困窮家庭等の生活習慣の改善に向け、「こども・親・年齢層に応じた支援」を実施するとともに、子どもが将来的に貧困とならないよう学力向上に向け、民間事業者等の専門機関・専門家を利用した事業を実施します。また、地域生活課題を地域において包括的に支援する「大正区地域包括支援体制」(仮称)のもと、家庭の生活を支援するとともに安心・安全な居場所づくりをはじめとして、多面的な支援を行っていきます。

## (4) 施策目標

「子どもの生活に関する実態調査」結果における「授業以外の勉強時間・読書時間」「学習理解度」の数値を改善させ、「全国学力・学習状況調査」において大正区平均正答率を平成 28 年度より向上させます。



( 5 ) 具体的な取組

- ・ 児童への虐待防止、要保護児童対策地域協議会の開催
- ・ 民間事業者を活用した課外学習支援
- ・ 児童の英語力向上対策の実施
- ・ 学校図書館の活用推進
- ・ 学習支援・登校支援サポーターの派遣
- ・ 「こどもサポートネット」の実施

## 【4】 活力ある元気なまちへ

## 1 まちの活性化

## (1) 現状と課題

現在の大正区では人口が減少し、区内税収も下落しており、総体として都市活動が低下し、まちの賑わいが減少してきています。

一方、これまで行ったりノベーションの取組みや水辺を利用した社会実験の取組み等の成果により、大正駅周辺などの地価が上昇するとともに、マンション開発等が行われた結果、人口流出には一定の歯止めがかかりつつある（社会動態 H26： 299 H27： 273 H28： 24 H29：+50）状況ですが、まだまだ大正駅周辺が中心であり、大正区全域にその影響が行き渡っていません。今後は大正区全域にまちの賑わいを取り戻していくため、新たな拠点作りなどの施策を拡充していく必要があります。

## (2) 目指すべき将来像

まちの都市活動が活発化されている状態。

## (3) 施策

大正区の特徴を活かし都市活動を活発化させ、流入人口を増加させることにより、まちに活力を取り戻していきます。

## (4) 施策目標

社会動態（流入人口 - 流出人口）を5年トータル（平成29年～33年）でプラスにします。

## (5) 具体的な取組

- ・尻無川河川広場賑わい創造拠点の管理運営
- ・公民連携による地域活性化事業の実施  
（独法）都市再生機構と(株)フィルとの連携による地域活性化事業  
空家等の利活用の促進

## 2 ものづくり企業の活性化

### (1) 現状と課題

近年、産業構造や操業環境の変化、高齢化や後継者不足により区内の事業所や従業員数は減少し、そのことは区内の人口減少にも深く関わっています。

大正区では、これらの課題に対応するため、平成 25 年から企業と行政等で実行委員会を組織し、子どもたちにもものづくりの素晴らしさを伝える「ものづくりフェスタ」、職人の高度な技術を間近で見学できる「オープンファクトリー」、「全国修学旅行生ものづくり工場見学ツアー」、大正区に滞在しながら就労体験ができる「ファクトリーステイ」といったものづくり大正の発信と若者の区内定住促進にも力を入れ、ものづくり企業のネットワーク強化とともに、新たな人材の確保や周囲の住民の理解が得られるよう取組みを進めています【82 社、15 機関（H29.8.5 時点）】。今後も企業のネットワーク拡大や地域活動への参画を促すよう、効果的な官民での連携を進めていく必要があると考えます。

### (2) 目指すべき将来像

区内のものづくり企業が独自のネットワークを形成し、継続的に操業しつづけること。また、自律的、積極的に防災や防犯等のまちづくりや地域活動へ参画することにより、区民からの理解を得ることや、区民が地元企業に就労する等地域資源が循環し、「ものづくりのまち 大正」が企業（従業員）・区民にとって「誇り」と「生きる力」になっている状態。

### (3) 施策

企業が大正区内で操業し続けるとともに、企業の従業員へ、まちを守る防災等施策の浸透や地元の学生の人材育成等を期待し、区役所と企業との関係づくりを更に進めるとともに、企業同士のネットワークの強化をしつつ、区民向けの企業紹介策と企業向け人材確保策を軸に企業の活性化事業を実施していきます。

### (4) 施策目標

#### 【区民意識調査】

- ・ものづくり事業実行委員会主催事業を知っている区民の割合 85.2%以上
- ・大正区を「ものづくりのまち」として誇りに思う区民の割合 86.1%以上
- ・企業が地域の活動に寄与していると感じている区民の割合 69.8%以上

### (5) 具体的な取組

#### ・地域との交流

ものづくりフェスタの開催、大正・港オープンファクトリーの実施、

#### ・企業への支援

高校と区内企業とのインターシップ（就業体験）の実施、ファクトリーステイ in 大正の実施  
修学旅行をはじめとする工場見学会の実施、人材確保に向けた区内企業と高等学校との交流会の開催、ものづくり企業への社会的責任（CSR）の啓発

## 【5】 「区民が主役」のまちへ

## 1 地域活動の活性化

## (1) 現状と課題

区政運営をすすめるためには、地域コミュニティ(小学校区単位)の充実と区民による地域活動の民主的運営が必須です。

しかしながら、地域活動の担い手の高齢化、固定化、若年世代との情報共有や関係性の希薄化等により、次の世代が担い手と成り難い状況が生まれており、地域活動の活性化・地域コミュニティの充実が喫緊の課題です。地域活動を活性化し、自助・互助・共助の機運の醸成を図るためには、住民自らその基盤となる地域に対する愛着心の高揚を図ることが重要であり、区民による民主的運営が可能となるよう、行政は、情報発信や多様なつながり方のきっかけづくりの整備などの支援を行う必要があります。

## (2) 目指すべき将来像

各まちづくり実行委員会活動が取り組む「防災、防犯など安心・安全なまちづくりにかかる取組み及び地域福祉、子育て支援、地域コミュニティづくりなどその地域特性に即した地域課題の解決に向けた取組」が自律的に進められている状態。

## (3) 施策

「大正区地域包括支援体制」(仮称)を構築するにあたり、地域まちづくり実行委員会が、その中心的役割を担い、地域課題の解決を自律的に進められる状態となるよう支援していきます。

## (4) 施策目標

- ・地域活動協議会を知っている区民の割合(市政改革プラン2.0)

【平成29年度】19.1%

【平成30年度】35%

【平成31年度】40%

【区民意識調査】

- ・身近な地域でのつながりに関して肯定的に感じている区民の割合

【平成29年度】46.7%

【平成30年度】29年度実績値に比べて2.5%増

- ・各団体により地域の特性や課題に応じた活動が進められていると感じている区民の割合

【平成29年度】47.6%

【平成30年度】前年度以上

地域まちづくり実行委員会が、地域特性に即した地域課題の解決に向けた取組を自律的に進めることができる方法論として、支援のあり方を検討し、見直す。

## (5) 具体的な取組

- ・大正区まちづくり活動の強化推進(大正区民まつり)
- ・大正区まちづくり活動の強化推進(こども文化祭、ジョギング大会、提案事業)
- ・大正区まちづくり活動の強化推進(区民ギャラリー、T a i s h o生涯学習フェスタ)
- ・地域まちづくり活動の強化推進(地域版)

- ・新たな地域コミュニティづくりに向けた中間支援組織の活用
- ・地域まちづくり実行委員会委員長会の開催
- ・地域担当制の推進
- ・子どもたちによる公園への樹木札設置
- ・「10年後の私への手紙」の実施
- ・文楽公演の実施
- ・「40年後の同窓会」の実施
- ・花と緑のあふれるまちづくりの推進
- ・T-1ライブグランプリの開催
- ・ランチタイムコンサートの開催
- ・生涯学習ルームの実施支援
- ・はぐくみネットの連携強化支援
- ・学校体育施設の地域への開放
- ・スポーツ推進委員活動の推進
- ・成人の日のつどいの実施
- ・青少年指導員・青少年福祉委員活動の推進支援
- ・青少年健全育成の推進
- ・大正区民ホールの管理運営（直営）
- ・大正会館の管理運営（指定管理）

## 2 区民ニーズの把握

### (1) 現状と課題

現在、区民ニーズについては区民モニターアンケートにより把握していますが、モニター数が 195 名とやや少ないことや、区政に積極的な関心がある方々で構成されていることが考えられる（ ）ことから、区民ニーズが十分に掘り起こせていないという課題があります。

区民モニターは、住民基本台帳から無作為抽出した区民へ就任依頼を行って承諾いただいた方と公募に応募いただいた方で構成されています。

### (2) 目指すべき将来像

「より幅広い区民ニーズを把握し、それを的確に反映させた施策や事業が行われており、区民がそれを実感している状態。

### (3) 施策

- ・区民意識調査の実施及び専門家会議の設置支援
- ・「市民の声」や区政会議での意見を区政に反映

### (4) 施策目標

#### 【区民意識調査】

- ・区役所が、様々な機会を通じて区民の意見やニーズを把握していると感じる区民の割合：  
平成 28 年度 34.1% 平成 34 年度 50%以上

[ 市政改革プラン H29 目標 35% H29 結果 39.2% ]

### (5) 具体的な取組

- ・区民意識調査の実施
- ・「市民の声」などの受付・回答
- ・区政会議の開催

### 3 情報発信・伝達力の強化

#### (1) 現状と課題

現在の広報媒体は、広報紙（区内全世帯・全事業所）ホームページ、SNS（フェイスブック、ツイッター）広報板（JR・地下鉄大正駅、区内60カ所設置の掲示板）広報サポーターのポスター掲示及び報道発表によるマスメディアです。

その中でも、広報紙は、市・区政の情報を確実にお届けするために有効な手段であるとのご意見（区民モニターアンケート）が92.3%となっており、広報紙が行政情報の入手手段として最も重要な役割を担っている状況です。

また、当区が抱える喫緊の課題である人口減少や高齢化、事業所の減少などの解決に向けた取り組みとして、当区の魅力を結び合わせながら広くプロモーションしています。

しかしながら、広報紙の限られた紙面の中で、行政サービスの制度変更・各種相談や検診並びにイベント情報などの掲載が多くお知らせ型になっており、区民にとって必要な情報ではあるものの区民が、市・区の施策や取り組み等への支持・信頼・共感を得るに至る情報発信が不十分だと考えています。そのため効果的な情報発信に繋げるべく、行政のみならず区民の方々とともにみんなで発信するような仕組み作りについて議論を行っていくとともに、庁内各課情報の一元化を一層推進する必要があります。

#### (2) 目指すべき将来像

全ての区民・区内企業にきめ細かく行き届いた必要な情報が提供でき、さらに、区民の市・区政への関心を高めまちづくりや地域活動への積極的な参画につながっている状態。

#### (3) 施策

- ・区広報紙による広報
- ・各種広報媒体やプロモーション活動による情報発信

#### (4) 施策目標

##### 【区民意識調査】

- ・区役所から必要な時に必要な情報が届いていると感じる人 60%（H34年度）

〔市政改革プラン H29 結果 40.7% 〕

#### (5) 具体的な取組

- ・広報紙「こんにちは大正」の製作（企画・編集・印刷）
- ・広報紙「こんにちは大正」点字版・音訳版の製作
- ・広報紙「こんにちは大正」の全戸配布
- ・区の魅力発信の充実

#### 4 窓口サービスの充実

##### (1) 現状と課題

大正区窓口サービス課においては、「戸籍不正閲覧問題」(平成26年2月)や「委託事業者従業員による窓口手数料の着服事件」(平成29年2月)という重大な不祥事案が発生していることから、二度と起こしてはならないとの強い決意のもと再発防止に取り組み、適切な事務処理を徹底することで区民の信用、信頼を高めていく必要があります。

また、国民健康保険は社会保障であると同時に、受益者負担が求められており、被保険者間の負担の公平性を図ることが求められています。当区における平成28年度の収納率は90.08%と平成27年度の88.21%に比し、1.87ポイントアップしているものの、滞納世帯は依然として多く、未納世帯の増加は納めている人との公平さを欠くばかりか、国民健康保険制度そのものが成り立たなくなってしまう懸念もあり、国民健康保険財政の健全化に向け収納率の向上を図るとともに、市民負担の公平性の確保を重視した滞納者対策を進める必要があります。

##### (2) 目指すべき将来像

常に大正区役所に対する信頼が確保されている状態。

##### (3) 施策

不適正事務の防止、公正・公平な事務執行により、大正区への信頼を取り戻していきます。

##### (4) 施策目標

- ・ 不適正な事務の発生件数ゼロ
- ・ 国民健康保険料にかかる収納率の向上

##### (5) 具体的な取組

- ・ 窓口サービスの充実
- ・ 住民情報業務等の民間委託による実施
- ・ 住民情報窓口業務の民間委託会社との定例会議の開催
- ・ 不適正事務の防止
- ・ 国民健康保険料の未収金の減少及び未納の防止



大正区将来ビジョン 2022  
平成 30 年 4 月 1 日 発行

大正区役所 総務課政策プロモーション担当  
〒551-8501 大阪市大正区千島 2-7-95  
電話：06-4394-9942 ファクシミリ：06-6553-1981